

名家連ニュース

令和 5 年 7 月 11 日 (火)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052) 846-5576 NO. 939 号

夜間・休日における警察官通報等の対応体制について

名古屋市健康福祉局健康増進課

1. 概要

夜間・休日における精神保健福祉法に基づく警察官からの通報に対し、国のガイドラインに沿った対応を行い、自傷他害のおそれのある精神障害者（疑いのある者を含む）への迅速かつ円滑な精神科救急医療の提供を行うため、段階的に体制の整備を目指すもの。

2. 夜間・休日等窓口の体制（令和 4 年度）

(1) 配置職員

精神保健救急対応員（会計年度任用職員）5 名を健康増進課へ配置

(2) 勤務時間 交代勤務（2 名～3 名体制）

- ・ A 勤務： 9 時 00 分から 16 時 00 分（1 時間の休憩を除く）
※ A 勤務は土日及び休日、年末年始期間のみ。
- ・ B 勤務： 15 時 00 分から 22 時 00 分（1 時間の休憩を除く）

(3) 勤務場所

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課分室（名古屋市中区丸の内三丁目）

(4) 移送車両

対象者の搬送が必要な場合、移送車両を民間事業者へ運行委託

3. 窓口の運用時間帯について

(1) 運用開始

令和 4 年 7 月 1 日（金）
（令和 4 年 6 月 6 日から 6 月 30 日は試行運用）

(2) 運用体制

交代勤務により 2 名～3 名で対応

(3) 運用時間

平日： 17 時 30 分から 19 時 59 分
土日・休日・年末年始： 9 時 00 分から 19 時 59 分

4. 運用における対応の流れ

(1) 平日 17 時 30 分から 19 時 59 分及び土日等 9 時 00 分から 19 時 59 分

警察官からの通報に対して、精神保健救急対応員が原則現場に出向き、面接調査の

次ページに続きます

上、必要な医療の調整を行う。

- (2) 平日及び土日等の20時以降
管轄保健センターにて従来通り対応。

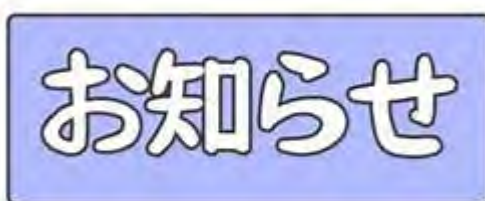
5. 保健センター職員への応援について

平日の15時00分から17時30分については、必要に応じて保健センター職員の応援のため、健康増進課精神保健救急対応員を保健センターへ派遣

6. 今後について

深夜帯も含めた体制の段階的な整備に向けて検討

※上記資料は昨年、名古屋市から説明を受け、家族会代表者会議で配布されたものです。



《夜間・休日における警察官通報等の対応体制の整備について》

名家連総会終了後の6月2日（金）と6月30日（金）に名古屋市への要望事項（要望書提出）及び家族ピアサポート総合事業等について名古屋市と懇談しました。その際に下記の「令和5年度の夜間・休日窓口の運用時間帯等の整備内容」について説明を受けました

3. 窓口の運用時間帯について

- (3) 運用時間 平日：月、火、木、金 17時30分から翌朝8時45分
水・土・日・休日・年末年始 9時00分から19時59分

◆◆◆ 名古屋市は警察官の通報を受けて対応しています ◆◆◆

私たち家族 ⇒ 《緊急時は110番》へ通報しましょう

コロナ第9波や暑さが到来、熱中症に気をつけながらこの夏を無事に乗り越えましょう
名家連役員一同

